

京都駅一極集中の緩和に向けたデジタル広告による情報発信業務 業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 業務の名称

京都駅一極集中の緩和に向けたデジタル広告による情報発信業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 業務の目的

京都駅は本市最大のターミナル駅であり、特にハイシーズンには多くの観光客等が利用される。京都駅と観光地を結ぶ一部バス路線に観光客が集中することにより、京都市民の通勤・通学や通院などの生活利用に影響が発生している。そのため、サブゲート（JR山科駅、JR東福寺駅、地下鉄駅等）を活用したルートの推奨に取り組み、京都駅一極集中の緩和を図る必要がある。

本事業では、京都観光に関心のある日本人・外国人観光客に対し、日常生活・出発地（旅マエ）の段階で、SNS広告等のデジタル広告を用いた多言語での情報発信について、委託するものである。

2 委託業務の内容

(1) 実施内容

京都観光に関心がある日本人・外国人に向け、日常生活・出発地（旅マエ）の段階で、サブゲートの活用を促すため、バナーや15秒から30秒程度の短い動画（以下、「動画」という。）を活用のうえ、別表のとおりデジタル広告を配信すること。

なお、本市が所有するバナー及び動画（別紙1-2のとおり）を活用することも可とするが、その他必要なバナー及び動画については、新たに作成すること。

(2) 留意事項

- ・ バナー及び動画を作成する際は、本市と協議のうえ、本市が所有するバナー及び動画（別紙1-2のとおり）のデータを参考に作成すること。
また、完成後、必要な場合は修正に応じること。
- ・ 作成するバナー及び動画は、実写・アニメーションを問わないが、出演者や協力者に関する交渉も受託者において行うこと。肖像権、差別用語等

の人権に関する配慮及び個人情報については十分に注意をはらうこと。また、人物を撮影する際は、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際して必要となる、使用料、出演料、謝礼金等の費用は本業務の費用に含む。また、寺社等の写真データ等は本市からは提供しない。

(3) その他

- ・ デジタル広告の配信に当たっては、配信による事業効果を示す指標を設定し、目標値を示すこと。

また、目標値の達成状況、課題、次年度以降の本市への提言などを整理のうえ、「3 (3) 成果物」の「事業報告書」に盛り込むこと。

3 委託業務の進行等

(1) 業務の打ち合わせ

業務の打合せは必要に応じて適宜行うものとするが、第1回及び業務の主要な段階においては、全体業務を統括する者が出席するものとする。

(2) 協議事項

- ア 事業実施の調整過程においては、適宜本市と情報共有し、本市による指示の機会を設けること。
- イ 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度本市と協議のうえ、決定するものとする。
- ウ 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

(3) 成果物

成果物は、以下のとおりとする。

- ・ 事業報告書（A4判）… 3部
- ・ 本業務に係る電子データ（バナー画像・動画、報告書等）一式

4 支払方法

委託業務の終了後、受託者の適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

5 その他

(1) 秘密保持義務

本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利

用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守すること。

(3) 著作権の取扱い

ア 本事業における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。また、本事業終了後においても本市がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で利用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

イ 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。

ウ 成果物に使用される全てのものは、権利者により二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。なお、その際必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

エ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

オ 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。

媒体	素材	対象※	言語	リンク先	配信期間
①SNS広告 ○以下のSNSは、(公社)京都市観光協会 のアカウントを配信 アカウントとして活 用することが可能 ・YouTube ・Instagram ・Facebook ・X ・Weibo ・WeChat ・RED ○なお、活用する際は、 活用プロセスを(公 社)京都市観光協会 へ説明すること。 ②その他デジタル広告 ※①、②を任意に組み 合わせて提案するこ と。	①バナー ②動画 ※①、②を任意に 組み合わせて提 案すること。	「京都観光」に興味がある、国内居住者	日本語	「京都観光オフィシャルサイト 京都観光Navi」内 交通案内ページ https://ja.kyoto.travel/feature/traffic.php	①令和7年11月1日から同月30日まで ②令和8年3月1日から同月31日まで ※①、②ともに実施すること。
		「京都市」「日本観光」に興味がある、アメリカ、イギリス、オーストラリア居住者	英語	「京都観光オフィシャルサイト Kyoto Travel」内 交通案内ページ 【英語】 https://kyoto.travel/en/getting-around/	
		「京都市」「日本観光」に興味がある、台湾、香港居住者	中国語(繁体字)	「京都観光オフィシャルサイト Kyoto Travel」内 交通案内ページ 【中国語(繁体字)】 https://kyoto.travel/tw/getting-around/	
		「京都市」「日本観光」に興味がある、中国の都市圏居住者(台湾、香港を除く)	中国語(簡体字)	「京都観光オフィシャルサイト Kyoto Travel」内 交通案内ページ 【中国語(簡体字)】 https://kyoto.travel/cn/getting-around/	

※ 表中の対象への広告配信は必須とするが、その他の対象への広告配信の実施提案も可